

令和7年度那覇市学校給食調理場及びセンター校配膳室害虫駆除業務委託契約書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、学校給食調理場及びセンター校配膳室の害虫駆除業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、別紙に掲げる学校給食調理場及びセンター校配膳室の衛生害虫の駆除及び防除の処理を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 契約金額は、前条の履行期間に係る総額として、金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）とする。なお、支払については、月毎に行い、その月毎の支払額は別表のとおりとする。

2 乙は、各月の業務が終了した後10日以内に、各月分の報告書及び委託料請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は前項の報告書及び委託請求が正当であると認めたときは、30日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき、甲は乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、別紙委託業務の処理に関する仕様書により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

（調査等）

第6条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随意に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務や処理に関して必要な指示を乙に与えることができる。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができない。

（解除等）

第8条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約に違反したとき。

（2）乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

（3）乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

（4）乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。))又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除する。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(損害補償)

第9条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償する責めを負うものとする。第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の費用)

第10条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第11条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定等)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙

別表

履行月	支払額	
令和7年4月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和7年5月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和7年6月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和7年7月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和7年8月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和7年9月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和7年10月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和7年11月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和7年12月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和8年1月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和8年2月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
令和8年3月分	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
合計	0 円	(うち消費税及び地方消費税額 0 円)